

船橋市産休等代替職員費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、特定教育・保育施設等の職員が出産又は傷病のため、長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合、特定教育・保育施設等がその職員の職務を行わせるための産休等代替職員を臨時的に任用する場合に、当該特定教育・保育施設等の長に対し、市が予算の範囲内において船橋市産休等代替職員費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、職員の母体の保護又は専心療養の保障を図りつつ、施設における児童等の処遇を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定教育・保育施設等 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第7条第4項及び第5項に規定する施設及び事業所のうち、本市内に所在する、別表第1の施設種別に掲げるものをいう。
- (2) 特定教育・保育施設等の職員 特定教育・保育施設等に常勤の職員として勤務する別表第2に掲げる職種の者で、法第27条第3項第1号及び法第29条第3項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額に算入されている国庫負担金対象職員等であるものをいう。
- (3) 産休等職員 特定教育・保育施設等の職員のうち、出産することとなる者又は疾病若しくは負傷のため31日以上療養を要する者で、第3条各号に掲げる休業期間中、就業規則又は労働契約の定めるところにより労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する賃金の全部の支給を受ける者をいう。
- (4) 産休等代替職員 産休等職員の職務を臨時的に行う者をいう。

(産休等代替職員の任用)

第3条 特定教育・保育施設等の長（その者が任命権を有しないときは、その任命権を有する者をいう。以下同じ。）は、当該特定教育・保育施設等の産休等代替職員の職務を行わせるため、次に掲げる期間のいずれかを任用期間として、産休等代替職員を臨時的に任用するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設等の職員が出産することとなる場合（以下「産休の場合」という。）出産予定日以前8週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）に当たる日から出産の日後8週間を経過する日までの期間
- (2) 特定教育・保育施設等の職員が傷病のため、31日以上継続する療養を必要とする場合（以下「病休の場合」という。）休暇を開始して30日経過した日から、その日

から起算して60日を経過する日までの期間内において、休暇を継続する期間
(任用の承認申請)

第4条 特定教育・保育施設等の長は、産休等代替職員を任用する場合には、船橋市産休等代替職員任用承認申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 産休等職員の出産予定日の記載のある妊娠証明書又は療養に要する期間の記載のある医師の診断書
- (2) 産休等代替職員は、別表2に掲げる職種のうち所定の資格を有する者については当該資格証明書の写し

2 前項に定める産休等代替職員任用承認申請書の提出期限は、次のとおりとする。

- (1) 産休の場合 任用しようとする日の1ヵ月前の日
- (2) 病休の場合 任用しようとする日の10日前の日

(任用承認)

第5条 前条の申請を受理した市長は、その申請に係る書類の審査により、産休等代替職員を任用する要件を満たしていると認めるときは、船橋市産休等代替職員任用承認通知書(第2号様式)を特定教育・保育施設等の長に交付するものとする。

(特定教育・保育施設等の長の届出義務)

第6条 産休等代替職員の任用の承認を受けた特定教育・保育施設等の長は、その任用期間中に産休等職員の雇用関係がなくなったとき、産休等職員が就業したとき、産休等職員が第2条第3号に該当しなくなったとき、又は当該承認に係る産休等代替職員の雇用関係がなくなったときは、速やかにその旨を市長に届け出るものとする。

(補助金の額)

第7条 個々の産休等代替職員についての補助金の額は別表3の対象経費欄に定める経費の実支出額と同表の基準額欄に定める額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする特定教育・保育施設等の長(以下「申請者」という。)は、船橋市産休等代替職員費補助金交付申請書(第3号様式)により、市長に申請をしなければならない。

(交付可否の決定等)

第9条 市長は前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市産休等代替職員費補助金交付可否決定通知書(第4号様式)

により、申請者に通知する。

(実績報告)

第10条 前条の規定による補助する旨の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は当該補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）が完了したときは、船橋市産休等代替職員費補助金事業実績報告書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(額の確定等)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、前条に規定する書類の審査により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市産休等代替職員費補助金確定通知書（第6号様式）により当該補助事業者へ通知する。

(交付の時期等)

第12条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助対象事業が完了した後において交付する。ただし、市長が必要と認めるときは補助対象事業の完了前に交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、船橋市産休等代替職員費補助金交付請求書（第7号様式）により、速やかに市長に請求しなければならない。

(調査及び報告)

第13条 市長は、この補助対象事業の遂行の状況について必要に応じて調査し、又は報告させることができる。

(関係書類の整備)

第14条 補助事業者は事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表1

施設種別	保育所、認定こども園、幼稚園（法27条に規定する施設型給付費の支給対象施設。） 小規模保育事業、事業所内保育事業
------	---

別表2

職種	保育士、看護師、保健師、栄養士、調理員
----	---------------------

別表3

算定基準	6,000円×（市長が任用の承認をした期間の範囲内において産休等代替職員が特定教育・保育施設等に勤務した日数）
対象経費	市長が任用の承認をした期間の範囲内において、当該施設が負担した産休等代替職員の賃金に要した経費

船橋市長

あて

所在地

名称

代表者職氏名

印

船橋市産休等代替職員任用承認申請書

下記のとおり産休等代替職員を任用することについて、承認を申請します。

産休等職員	(ふりがな) 氏名	年 月 日生 歳		職種		性別	男・女		
	出産予定日	年 月 日		産休・病床期間中の給与 1 全額支給 2 一部支給 3 支給しない					
	療養期間	年 月 日から 年 月 日まで							
産休等代替職員	(ふりがな) 氏名	年 月 日生 歳		性別	男・女				
	住所								
	任用する職種				資格取得 年月日	年 月 日			
	任用 期間 予定	産休	出産予定日の 週間前の日 (年 月 日) から 産後 週間を経過するまでの期間						
病休		病休開始後 日目 (年 月 日) から 病休開始後 日目 (年 月 日) までの期間 (日間)							
施設名									
申請日の属 する月の初 めの施設の 状況	定員	入所人数 (うち3歳未満児数)	地域区分	職種					計
	人	人(人)		現員	人	人	人	人	人

上記のとおり就職することを承諾いたします。

年 月 日

氏名

印

(注意) 選択項目については、○で該当項目を囲んでください。

第2号様式

船橋市産休等代替職員任用承認通知書

第 号
年 月 日

様

船 橋 市 長 印

年 月 日付で申請のありました貴施設が産休等代替職員を任用することについては、
下記により承認しましたから通知します。

記

1.氏名

2.職種

3.任用予定期間

産休 出産予定日の 週間前の日（ 年 月 日）から
産後 週間を経過するまでの期間

病休 病休開始後 日目（ 年 月 日）から
病休開始後 日目（ 年 月 日）までの期間

4.賃金

任用予定期間の範囲内で勤務した1日につき 円以内

第3号様式

船橋市産休等代替職員費補助金交付申請書

年 月 日

船 橋 市 長

あて

所 在 地

名 称

代表者職氏名

印

このことについて、補助金を交付されるよう関係書類を添えて、申請します。

- 1 申請金額 円
- 2 産休等代替職員費所要額調書（別紙1）
- 3 当該施設の予算書又は予算見込書（別紙2）

(別紙2)

年度 予算（見込）書抄本

(歳入又は収入)

(単位:)

款・項・目又は科目	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明

(歳出又は支出)

款・項・目又は科目	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

代表者職氏名

印

第4号様式

船橋市産休等代替職員費補助金交付可否決定通知書

第 号
年 月 日

様

船 橋 市 長

印

年 月 日付けで申請のあった産休等代替職員費補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 交付する 交付決定額 円
- 2 交付しない
(理由)

船橋市産休等代替職員費補助金事業実績報告書

年 月 日

船 橋 市 長

あて

所 在 地

名 称

代表者職氏名

印

このことについて、事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 産休等代替職員費収支精算書（別紙1）
- 2 産休等代替職員任用実績報告書（別紙2）
- 3 産休の場合にあっては出産証明書（又は出産を証する書類）、病休の場合にあっては傷病のため療養を必要とする職員の出席簿の写し
- 4 産休等職員の賃金受領書の写し
- 5 産休等代替職員の賃金受領書の写し
- 6 産休等代替職員の出勤簿の写し
- 7 当該事業年度の決算見込書抄本（別紙3）

(別紙1)

産休等代替職員費収支精算書

番号	承認番号	支 出 額		要補助額 ①又は②の低い額 ③	補助金交付 決定額 ④	差引額 ③－④	備考
		対象経費 ①	算定基準による算定額 ②				
1							
2							
・ ・ ・							
合 計							

(別紙2)

産休等代替職員任用実績報告書

承認番号

施設種別					施設名							
産休等 代替職員	氏名	年 月 日生 歳			職種			性別	男・女			
	住所											
産休等 職員	氏名	年 月 日生 歳			職種			性別	男・女			
	出産予定日	年 月 日			出産日	年 月 日						
	傷病名			療養期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)							
所要経費算定内訳	市長が承認した任用予定期間			施設が実際に任用した期間			費用の補助対象となる期間 ①			左のうち		
							勤務を要しない日数 ②			要勤務日数 ①-②		代替職員が勤務した日数
	産休	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで (延 日間)	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで (延 日間)	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで (延 日間)	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで (延 日間)	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで (延 日間)						
	病休	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで (延 日間)	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで (延 日間)	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで (延 日間)	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで (延 日間)	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで (延 日間)	日		日		日	
	賃金日額			賃金支払額			算定基準による算定額			要補助額		
円			円			円			円			

(別紙3)

年度決算見込書抄本

(歳入又は収入)

(単位：)

款・項・目又は科目	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	説明

(歳出又は支出)

款・項・目又は科目	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不要額	説明

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

代表者職氏名

印

第6号様式

船橋市産休等代替職員費補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

年 月 日付で実績報告のあった補助事業等について、次のとおり補助金の額を確定したので、通知します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市指令第 号
補助年度	年度		
補助事業等の名称			
交付決定額			
補助対象経費精算額			
補助率			
交付確定額			

第7号様式

船橋市産休等代替職員費補助金交付請求書

年 月 日

船橋市長

あて

所在地
名称
代表者職氏名

印

産休等代替職員費補助金の交付を下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

金

円